

JR貨物グループの従業員・退職者のご家族の皆様へ

ゴールドンプランのご案内

JR貨物グループの団体総合生活保険

最大
44%
割引*1



ライフステージにあわせて
様々な補償を組み合わせ
てご加入できます！

傷害補償	個人賠償責任
弁護士費用等 (人格権侵害等)	携行品
ゴルファー	ホールインワン・ アルバトロス費用
所得補償	医療補償
がん補償	介護補償

保険期間

2026年 9月1日 午後4時から
2027年 9月1日 午後4時まで

募集期間

2026年 6月1日 から
2026年 7月17日 まで

大切なお知らせがあります！

- ◆ 保険商品の改定により前年から保険料が変更となり、ご加入者さまのご負担が増える補償があります。パンフレットを必ずご確認ください。
- ◆ パンフレットをご一読のうえ、裏面に掲載するお申し込み方法に沿ってお手続きください。現在ご加入の方につきましては、ご加入内容のご変更(住所等の加入者情報を含む)が生じない場合は、前年同等プランで自動更新させていただきます。
- ◆ 重要事項説明書を別冊にて用意しておりますので、当社ホームページでご覧いただくか、ご希望の場合は当社まで連絡ください。

お問い合わせはこちらまで

代理店

ジェイアールエフ商事株式会社 保険事業部

TEL: **0120-950-680** (フリーダイヤル) (受付時間 平日 午前9時～午後5時)

*1 割引の詳細は「ゴールドンプランの特徴」をご確認ください。

引受幹事保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

2026年度における制度内容の主な改定ポイント

今年度の主な改定ポイント

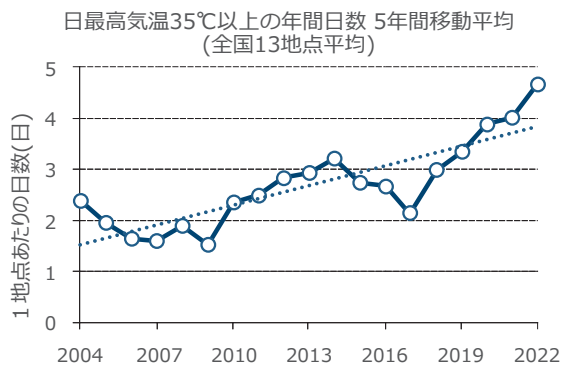
傷害補償

熱中症を補償対象とします。

職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。

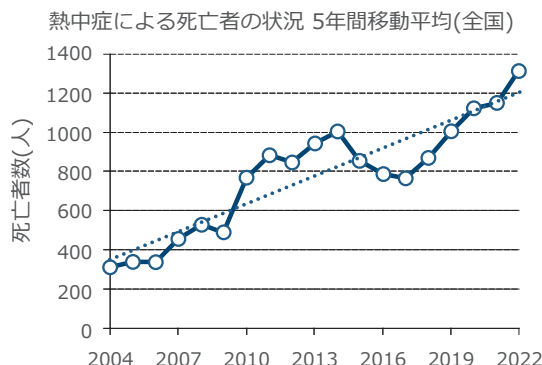
熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

猛暑日数の推移



出典：気象庁 [全国13地点平均]日最高気温35℃以上(猛暑日)の年間日数

熱中症による死亡者数の推移



出典：環境省 熱中症死亡者(5年移動平均)の推移

がん補償

通院補償の改定、保険料の引き下げを行っています。

「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。

ご加入タイプや年齢区分によって、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

上記以外にも今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は右の二次元コード(ジェイアールエフ商事株式会社のホームページ)内掲載の「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。



割引率の改定

損害率の悪化に伴い、割引率が最大44%となりました(前年は最大48%)

2026年度更新対応時のお願い

ゴールドプランは2024年度から東京海上日動火災が引受幹事保険会社となり、加入者の方と保険の対象となる方(被保険者)ご本人の住所が異なる場合には、保険対象となる方(被保険者)ご本人の住所を、ご加入において別途届出ることが必要となります。

ご更新において、ご加入内容が現状と合致しているかをご確認いただき、相違している場合には、必ずご変更によるご更新手続きをしてください。

日本貨物鉄道現職の方・・・e-CHOICE(インターネット手続き)で住所を追加・変更入力をしてください。

J R貨物グループ現職またはOBの方・・・加入依頼書にて住所の追加・変更をしてください。

ゴールデンプランの特徴

■最大44%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：20%適用、損害率による割引：30%適用*1

■ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*2、保険料の払込みは給与引去り、退職後は便利な口座振替

■自動セットの充実したサービス！*3

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

■ご家族も加入できる！*4

*1 損害率の悪化により、今年度の損害率による割引率が減少しています。

*2 所得補償、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*3 自動セットのサービス詳細は別冊の「サービスのご案内」をご参照ください。

*4 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。



✓ 無駄なく必要な補償のみご加入できます！

ゴールデンプランは、皆さまを取り巻く日常リスクなどを踏まえて、複数の補償を用意しています。パッケージタイプではないので、皆様のご要望に沿って無駄なくご加入いただけます(ホールインワン・アルバイトロス費用を除いて、1つの補償だけでも、ご加入が可能です)。

✓ 退職後も継続加入が可能です！

ご退職後は口座振替でのお支払いにて継続加入が可能です。

ご退職時には所定のお手続きが必要となりますので、ジェイアールエフ商事まで連絡ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

ゴールデンプランの加入限度口数

補償名	プラン名称等	タイプ名	加入限度口数
傷害補償	日常生活全般プラン	SA、SB、SC	6口
	交通事故等限定プラン	KS	2口
		FK	3口
	ゴルフ中等限定プラン	SGA、SGB、SGC、SGD	1口
医療補償	疾病入院、疾病手術、放射線治療、傷害入院、傷害手術	BY	20口
	総合先進医療、総合先進医療一時金	KM	1口
がん補償	がん入院・手術、がん通院	G01	20口
	がん診断、がん再発転移	GS	6口
所得補償	—	SH	50口
介護補償	—	KA	3口
個人賠償責任	日常生活全般プラン	KBB、KB	1口
	ゴルフ中等限定プラン	KBG0、KBG1	
弁護士費用等(人格権侵害等)	—	BB	1口
携行品	携行品基本プラン	KE1、KE2、KE3	1口
	ゴルフ用品限定プラン	KEG1、KEG2、KEG3	
ホールインワン・アルバイトロス費用	—	HO1、HO2、HO3、HO5	1口

【必ずお読みください】

現在のご加入に関して、左表加入限度口数を超過している場合は、現在の加入口数のままご加入をいただくことが可能です。

ご更新時に口数を見直しされる場合は、左表加入限度口数以内での見直しとなります。ご了承ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

	本人型	家族型補償(本人型以外)	
		傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 日本貨物鉄道株式会社およびその系列会社の役員・従業員(契約社員含む)、退職者	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※JR貨物グループ外からの出向者や派遣社員の方はご加入できません。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ 傷害補償、所得補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

目次

■ 補償ラインナップ(基本補償)

	傷害補償 (ケガへの備え)	P5
	個人賠償責任 (他人への賠償責任への備え)	P8
	弁護士費用等(人格権侵害等)	P9
	携行品 (身の回り品への備え)	P10
	ゴルファー補償	P11
	ホールインワン・アルバトロス費用	P12
	所得補償 (病気やケガで働けない時への備え)	P13
	医療補償 (病気への備え)	P14
	がん補償 (がんのリスクへの備え)	P16
	介護補償 (介護への備え)	P19

■ 告知の大切さに関するご案内

■ お申込み方法

■ 加入依頼書の記入例

以下の項目はホームページで必ずご確認ください。

■ サービスのご案内

■ 重要事項説明書

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

■ ご加入内容確認事項(意向確認事項)

■ 団体総合生活保険 商品改定のご案内

重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

a. 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、ジェイアールエフ商事株式会社ホームページの以下に掲載の重要事項説明書(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

■ 掲載先URL(ジェイアールエフ商事ホームページ内)

<https://www.jrf-syouji.co.jp/business/insurance/Goldenplan.html>



b. 重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、ジェイアールエフ商事株式会社：0120-950-680(フリーダイヤル)までご連絡ください。)

補償ラインナップ(基本補償)



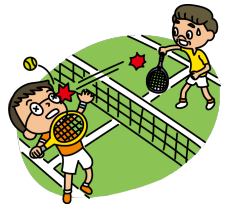
傷害補償(ケガへの備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…交通事故によるケガ ・工作中的ケガ ・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ



【天災危険補償特約】 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

【特定感染症危険補償特約】 <追加補償>

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

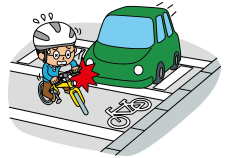
*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

■交通事故等限定プラン 【交通事故傷害危険のみ補償特約セット】

国内外での交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…クルマにはねられたときのケガ・駅の改札口に入ってからのケガ

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



■ゴルフ中等限定プラン 【ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ



死亡・後遺障害

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

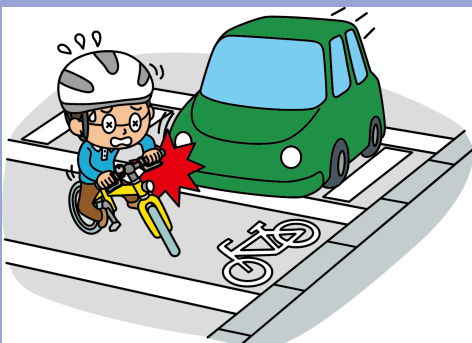
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

傷害補償 ケガへの備え



事故に注意していても…

交通事故によるケガの事故率 ^{*1}
1,000人あたり約 **2.5**人

入院・通院などへの資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】交通事故で20日間入院、60日間通院
SCタイプの場合

<受取保険金額>

14万円 入院保険金日額 2,500円
通院保険金日額 1,500円

年齢一律/男女共通

保険料は月々 **1,020**円

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典：警察庁交通局「令和5年中の交通事故の発生状況」をもとに東京海上日動にて作成

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：30%

プラン		日常生活全般プラン			交通事故等限定プラン	
型		家族型	夫婦型	本人型	本人型	家族型
タイプ名		SAタイプ [°]	SBタイプ [°]	SCタイプ [°]	KSタイプ [°]	FKタイプ [°]
加入限度口数		6口	6口	6口	2口	3口
天災危険補償特約		○	○	○	—	—
特定感染症危険補償特約*1		○	○	○	—	—
交通事故傷害危険のみ補償特約		—	—	—	○	○
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		—	—	—	—	—
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	2,000円	2,000円	2,500円	10,000円	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	1,500円	1,500円	5,000円	3,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円			500万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	2,000円	2,000円	—	—	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,500円	1,500円			3,000円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	100万円				300万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	2,000円	—	—	—	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,500円				3,000円
保険料(月払)		2,060円	1,110円	1,020円	670円	1,040円

プラン		ゴルフ中等限定プラン*3			
型		本人型			
タイプ名		SGAタイプ [°]	SGBタイプ [°]	SGCタイプ [°]	SGDタイプ [°]
加入限度口数		1口	1口	1口	1口
天災危険補償特約		—	—	—	—
特定感染症危険補償特約*1		—	—	—	—
交通事故傷害危険のみ補償特約		—	—	—	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		○	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	400万円	500万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	2,500円	5,000円	6,000円	7,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,300円	3,000円	4,000円	5,000円
保険料(月払)		50円	90円	110円	130円

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

*1 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

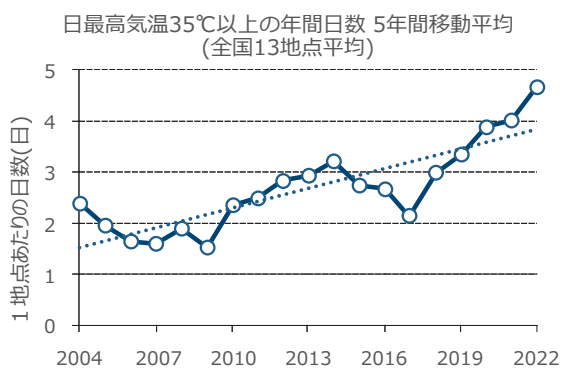
詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

傷害補償 熱中症の補償追加・保険料改定他

■ 熱中症の補償追加

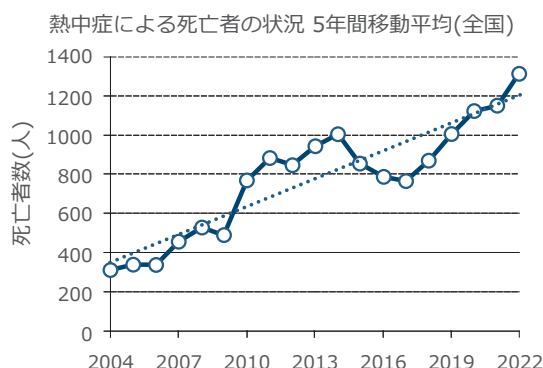
- ▶ 気候変動に伴う気温上昇等により、熱中症による死亡者数や救急搬送人員が増加しています。
- ▶ 一方で、熱中症は運動やレジャー等、ケガと同様の状況下で発生することが多いものの、これまでの傷害補償では補償対象外となっており、わかりにくいというご意見や補償対象としてほしいというご要望をいただいていたました。

猛暑日数の推移



出典：気象庁 [全国13地点平均]日最高気温35℃以上(猛暑日)の年間日数

熱中症による死亡者数の推移



出典：環境省 熱中症死亡者(5年移動平均)の推移

- ▶ 熱中症のリスクやお客様ニーズの高まりを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、傷害補償基本特約等において熱中症を補償の対象とします。
また、2024年6月の傷害保険参考純率改定*1や熱中症の補償追加、および収支状況を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるため、保険料を見直します。
- ▶ その他、先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、「特定感染症危険補償特約」の保険料を引き上げます。
- ▶ なお、実際にご負担いただく保険料は、ご契約条件や職種級別による料率区分の廃止*2により異なり、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

改定前後の保険料例

タイプ			改定前保険料
日常生活全般プラン (家族型)	SA タイプ	職種級別A	1,770円
		職種級別B	1,980円
日常生活全般プラン (本人型)	SC タイプ	職種級別A	900円
		職種級別B	1,250円
交通事故等限定プラン (本人型)	KS タイプ	—	670円
ゴルフ中等限定プラン (本人型)	SGD タイプ	—	120円

保険期間：1年間
団体割引：20%、損害率による割引：35%

改定後保険料	改定額
2,060円	+290円
	+80円
1,020円	+120円
	▲230円
670円	0円
130円	+10円

保険期間：1年間
団体割引：20%、損害率による割引：30%

*1 保険会社は参考純率を適宜参照しながら自社の純保険料を決定しております。

*2 職種級別(A・B)ごとに異なる料率を定めていましたが、職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
 - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
 - ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
 - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
 - ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



■ゴルフ中等限定プラン

【ゴルフ賠償責任補償特約セット】

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。
 - ・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン	
タイプ名		KBBタイプ	KBタイプ	KBG0タイプ	KBG1タイプ
個人賠償責任	型	家族型		本人型	
	保険金額	国内：1億円 国外：1億円	国内：1億円 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：1億円 国外：1億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	家族型	-	-	-
	保険金額	300万円	-	-	-
保険料(月払)		260円	130円	50円	40円

※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。

※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

- *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%
 損害率による割引：30%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型	家族型
タイプ名	BBタイプ ^o
保険金額	300万円
保険料(月払)	130円

❗ 「弁護士費用等(人格権侵害等)」と「個人賠償責任」の両方にご加入になる場合は、「個人賠償責任」の保険金額・保険料表に記載されたタイプを選択してください。

個人賠償責任

加害者になった場合に備える

自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

<高額賠償事例> **9,521万円**
 加害者への支払い命令 *1

もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の
商品を壊して
しまった

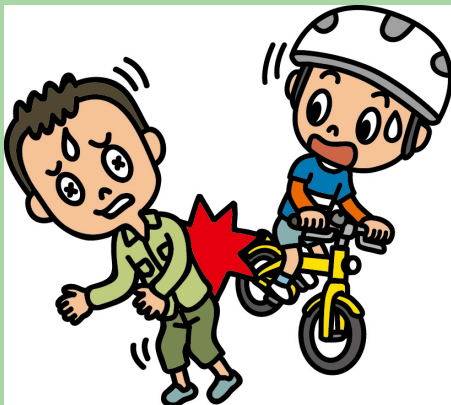
飼い犬が
他人にかみつき
ケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

保険料は月々 **130円**

※KBタイプの場合



*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



携行品(身の回り品への備え)

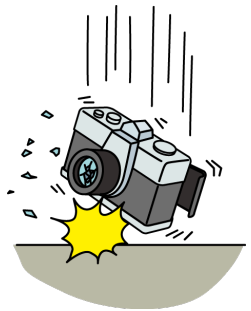
※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…
・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



■ゴルフ用品限定プラン 【ゴルフ用品補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン			ゴルフ用品限定プラン		
	家族型	夫婦型	本人型	本人型		
タイプ名	KE1タイプ ^o	KE2タイプ ^o	KE3タイプ ^o	KEG1タイプ ^o	KEG2タイプ ^o	KEG3タイプ ^o
保険金額	30万円	30万円	30万円	10万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	0円	0円	0円
保険料(月払)	150円	110円	100円	50円	80円	120円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

ゴルフアー補償 (補償内容・今年度の主な改定点は各補償のあらましページをご確認ください。)



傷害補償(ケガへの備え)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		ゴルフ中等限定プラン			
型		本人型			
タイプ名		SGAタイプ	SGBタイプ	SGCタイプ	SGDタイプ
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		○	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	200万円	300万円	400万円	500万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	2,500円	5,000円	6,000円	7,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,300円	3,000円	4,000円	5,000円
保険料(月払)		50円	90円	110円	130円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプにより、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		ゴルフ中等限定プラン	
タイプ名		KBG0タイプ	KBG1タイプ
型		本人型	
個人賠償責任	保険金額	国内：無制限/国外：1億円	国内：1億円/国外：1億円
	保険料(月払)	50円	40円



携行品(ゴルフ用品への備え)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		ゴルフ用品限定プラン		
型		本人型		
タイプ名		KEG1タイプ	KEG2タイプ	KEG3タイプ
保険金額		10万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)		0円	0円	0円
保険料(月払)		50円	80円	120円



ホールインワン・アルバトロス費用

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型			
タイプ名		HO1タイプ	HO2タイプ	HO3タイプ	HO5タイプ
保険金額		10万円	20万円	30万円	50万円
保険料(月払)		60円	120円	190円	350円



ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



ホールインワン・アルバトロス費用



国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
 - ア.同伴競技者
 - イ.同伴競技者以外の第三者*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%
※ご加入口数は1口のみです。

型 タイプ名	本人型			
	HO1タイプ	HO2タイプ	HO3タイプ	HO5タイプ
保険金額	10万円	20万円	30万円	50万円
保険料(月払)	60円	120円	190円	350円

! ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

医療補償(病気への備え)

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
傷害入院	ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
傷害手術	ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。

医療補償

病気に備える



病気で入院したら…

差額
ベッド代

食事代

家族の
交通費

日用品

等

<入院1日あたり>

自己負担費用平均約

20,700円 *1

入院期間
平均約

26.3日 *2

いつ起こるか分からない病気に備えられます!

【保険金お支払い事例】 脳内出血で手術、20日間入院

<受取保険金額>

3万円

入院保険金日額
1,000円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々 **110円**

※BYタイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：30%

型			本人型		
性別			男性・女性共通		
タイプ名			BYタイプ ^o	KMタイプ ^o	
加入限度口数			20口	1口	
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		1,000円	—	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	4万円	—	
		上記以外の 手術	入院中	1万円	—
			入院中以外	5,000円	—
	放射線治療保険金額		1万円	—	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		1,000円	—	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	4万円	—	
		上記以外の 手術	入院中	1万円	—
			入院中以外	5,000円	—
	総合先進医療基本保険金額		—	1,000万円	
総合先進医療一時金額		—	10万円		
保険料 (月払)	5～9歳		80円	60円	
	10～14歳		70円	60円	
	15～19歳		80円	60円	
	20～24歳		100円	60円	
	25～29歳		110円	60円	
	30～34歳		110円	60円	
	35～39歳		120円	60円	
	40～44歳		130円	60円	
	45～49歳		170円	60円	
	50～54歳		210円	60円	
	55～59歳		290円	60円	
	60～64歳		400円	60円	
	65～69歳		540円	60円	
	70～74歳		740円	60円	
	75～79歳		940円	60円	
80～84歳		1,190円	60円		
85～89歳		1,250円	60円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
 *2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【ご注意】

- ・ご加入初年度の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについては保険金をお支払いすることができません。ただし、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。
- ・病気やケガを正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。



がん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

<特長>

■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等ががんにかかる費用に備えます。
- ・入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・三大治療*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。



がん診断	がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 *1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
がん入院・手術	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん通院 がん通院延長	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。
がん再発転移	がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 *1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん補償

がんと診断確定されて治療のために入院した...

がんのリスクに備える

【医療費・自己負担額の例】 (胃がんで15日間入院したケース)*1

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円

合計 約 **30.9**万円

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断確定された場合**

<がん診断保険金>

50万円 がん診断保険金
50万円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々 **150**円
※GSタイプの場合



※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：30%

型		本人型	
性別		男性・女性共通	
タイプ名		G01タイプ	GSタイプ
加入限度口数		20口	6口
ご本人	がん診断保険金額	—	50万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	1,000円	—
	がん手術保険金額(手術の種類により)	1万円・2万円・4万円	—
	がん通院保険金日額(1日あたり)*1	1,000円	—
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	1,000円	—
	がん再発転移保険金額	—	50万円
保険料 (月払)	5～9歳	20円	30円
	10～14歳	20円	50円
	15～19歳	20円	40円
	20～24歳	20円	20円
	25～29歳	20円	80円
	30～34歳	20円	150円
	35～39歳	40円	280円
	40～44歳	70円	400円
	45～49歳	100円	580円
	50～54歳	120円	800円
	55～59歳	180円	1,170円
	60～64歳	280円	1,790円
	65～69歳	370円	2,450円
	70～74歳	460円	3,470円
	75～79歳	490円	4,080円
80～84歳	530円	4,920円	
85～89歳	540円	5,500円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることとなりますので、ご注意ください。

*1 更新契約のみ日額を最大3万円で引き受けます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

※通院補償の改定、保険料の引き下げを行っています。

※「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。

ご加入タイプや年齢区分によって、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

【ご注意】

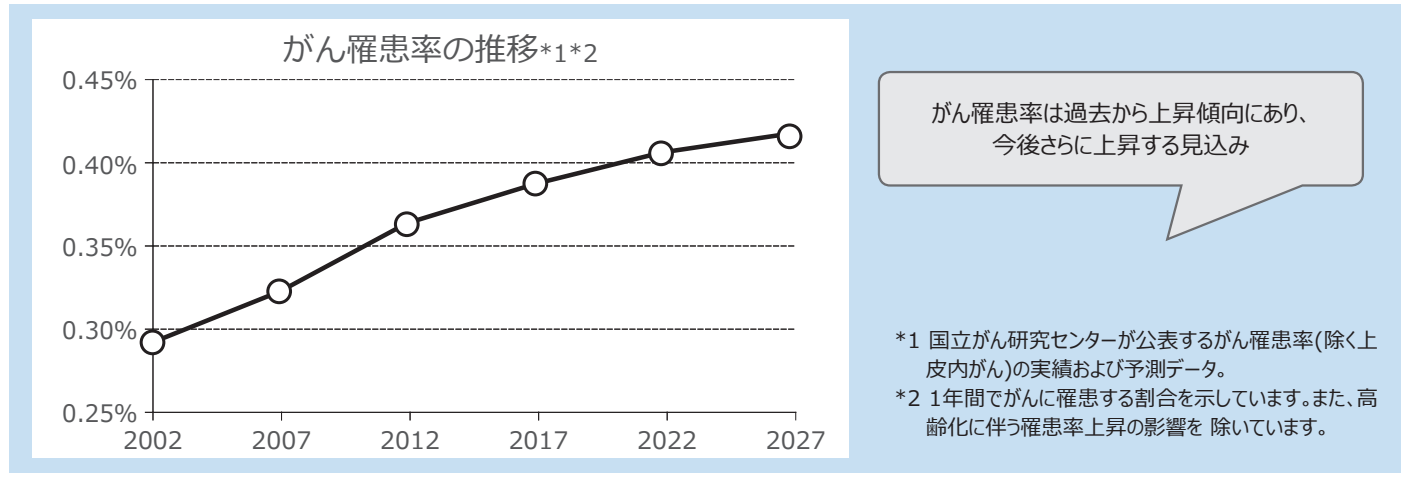
・初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

がん補償 通院補償の改定・料率改定等

■「がん診断保険金」等の保険料改定

- ▶ 医療技術の進歩やがん検診受診率の向上等により、がん罹患率は上昇傾向にあります。
- ▶ がん診断保険金は、がん罹患率の上昇を背景に収支が悪化している状況が続いています。また、今後の医療技術の進歩を踏まえると、がんの早期発見の増加による更なるがん罹患率の上昇が見込まれます。

がん罹患率の推移および今後の見通し



通院補償の改定および収支状況を踏まえ、今後もお客様に安定的に補償を提供し続けるために、保険料を見直します。

改定前後の保険料例(G01タイプの場合)

年齢区分	改定前 保険料	改定後 保険料	改定額
20~24歳	20円	20円	0円
25~29歳	20円	20円	0円
30~34歳	20円	20円	0円
40~44歳	70円	70円	0円
50~54歳	130円	120円	▲10円
60~64歳	280円	280円	0円

保険期間：1年間
団体割引：20%、損害率による割引：35%

保険期間：1年間
団体割引：20%、損害率による割引：30%

※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。



介護補償【認知症アシスト付き】（介護への備え）

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用して自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください)。

補償の型

独自基準追加型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは

【独自基準追加型】とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額・保険料表 (1口あたり)

保険期間：1年間

団体割引：20%

損害率による割引：30%

型	本人型	
補償の型	独自基準追加型(要介護2)	
タイプ名	KAタイプ ^o	
加入限度口数	3口	
介護補償保険金額	100万円	
保険料 (月払)	5～9歳	10円
	10～14歳	10円
	15～19歳	10円
	20～24歳	10円
	25～29歳	10円
	30～34歳	10円
	35～39歳	20円
	40～44歳	40円
	45～49歳	50円
	50～54歳	70円
	55～59歳	100円
	60～64歳	220円
	65～69歳	460円
70～74歳	1,000円	
75～79歳	2,310円	
80～84歳	4,360円	



※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

**保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。**



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしく
いたします。
お願い



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間	2026年6月1日から2026年7月17日まで	
保険料の払込方法	現役：毎月の給与より引き去ります(11月給与より引去開始)。 OB：ご指定の口座より毎月引き落としします(11月27日より引落開始)。	
新規ご加入の方	ジェイアールエフ商事株式会社にご連絡ください。 お手続き方法をご案内のうえ、必要書類等を送付させていただきます。	
現在ご加入の方	変更を希望される方 ※脱退を希望される方はジェイアールエフ商事株式会社にご連絡ください。	①同封の「JR貨物グループゴールドプラン 更新内容のご案内」に掲載の二次元コードよりログインしてください。 ②ご加入内容を確認の上、変更する箇所について順次変更入力をしてください。 ③変更箇所の入力完了後、最終画面の「加入する」のボタンを押していただくと、申し込み完了となります。
	JR貨物グループ グループ会社 従業員	同封する加入依頼書を追記・訂正の上、ご郵送ください。 被保険者を追加する場合には、新たに加入依頼書を送付いたしますので、ジェイアールエフ商事株式会社までご連絡ください。
	JR貨物グループ 退職者	
前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(「お手続きサイト」でのお手続きや加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)*1	

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

■この保険は、日本貨物鉄道株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本貨物鉄道株式会社が有します。

*1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

ジェイアールエフ商事株式会社 保険事業部

住所：〒102-0071 東京都千代田区富士見二丁目7番2号 ステージビルディング4階

TEL：0120-950-680 (フリーダイヤル) (受付時間：平日午前9時～午後5時)

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第三部鉄道運輸室

住所：〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL：03-5223-3232 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

ジェイアールエフ商事株式会社

保険事業部

TEL：0120-950-680 (フリーダイヤル)

(受付時間：平日午前9時～午後5時)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL：0120-720-110

(受付時間：24時間365日)